

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の  
慣習調査事業と調査報告書に関する研究  
——米国ハワイ大学マノア校 (UH Manoa) ・  
Hamilton Library の Korean Locked Press 所蔵資料の  
紹介と分析を中心に (3・完) ——

李 英美

目次

はじめに

I 各個別的資料の紹介

- 1 『婚姻ノ制限資料 四』
- 2 『記言』
- 3 『奴婢』
- 4 『慣習ニ関スル照会回答綴』
- 5 『慣習ニ関スル回答綴』
- 6 『大全会通経国大典対照表』
- 7 『相統 太祖 - 純祖』
- 8 『親子ニ関スル慣習調査』
- 9 『中枢院改革ニ関スル意見書』
- 10 『湊ニ関スル慣習』
- 11 『咸鏡道経済事情視察報告書』
- 12 『婚姻ノ無効ニ関スル資料』
- 13 『堤堰, 湊, 書院 [, ] 入会, 火田ニ関スル調査報告書 (光州, 和順,

東洋文化研究所紀要 第170冊

羅州, 金堤各郡)』

14 『階級制度』

15 『大正三年 慣習ニ関スル照会回答案 四 中枢院』

II UH Manoa Library Catalog に見る書誌情報

III 「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果

(以上本稿(1), 本誌第166冊)

IV 資料の特徴別による分類

1 筆写本と原本

(1) 筆写本

(2) 原本

2 慣習に関する照会・回答類

3 資料9番(Vol.110)「中枢院改革ニ関スル意見書」の位置づけ

結びにかえて

(以上本稿(2), 本誌第169冊)

目次

註

(以上本稿(3・完), 本冊)

本稿は本来(1)(2)の2回に分け、それぞれに註をつけて掲載する予定であったが、(2)においては紙幅の関係上、やむを得ず註を別に掲載することになった。したがって、本稿(1)には註が付されているが、本稿(2)には註が付されていない。それら本稿(2)の註を以下に示す。

なお、以上のような事情をわかりやすくするため、本稿全体の目次を冒頭に掲載した次第である。

21 本稿(1)の発表(2014年12月刊行)の後に、韓国で同資料群に関する論文が発表されているのを、今回みつけた。チョ・ヨンジュン「자료탐구: 사본을 뒤적거리

## 朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業と調査報告書に関する研究

원본을 발견하다 - 미국 하와이대학교 마노아캠퍼스 해밀턴도서관 소장 조선총독부 중추원 자료의 기초 조사(資料探究: 写本束の中から原本をみつける — 米国ハワイ大学マノアキャンパス, ハミルトン図書館所蔵の朝鮮総督府中枢院資料の基礎調査)、『藏書閣』第33号, 韓国学中央研究院, 2015年4月, 293-305頁。韓国)が, それである。同論文によると, 本稿で取り上げた本資料群のことについて, ハワイ大学の Hamilton 図書館のアジア特別書庫の中の韓国関連特殊蔵書であり, そこにはマーシャルピール・コレクション, 朝鮮総督府中枢資料(本資料群。筆者), その他の韓国古書類の三類型があり, そのうち, 朝鮮総督府中枢院資料を除く二種類の資料群については, すでに先行研究が存在するとされる。

したがって, 朝鮮総督府中枢院資料に関しては今後, 専門家を交えて本格的な調査および整理を行う必要があると力説されている。

本稿(2)で用いられた筆写本(Copy)および原本(Original)という表記は, 同論文から大きな示唆を得たことをここに記しておく。

- 22 「文記」とは, 権利に関する私的証書のひとつとして, 土地や家屋などの所有権, またはその他の権利を証明する文書である。その性質によって新文記と旧文記に分かれ, 「文券」とも言う。『古法典用語集』韓国法制処, 1979年(韓国), 284頁。なお, 朝鮮王朝時代の訴訟における「文記」の重要性については, 趙ユンソン『朝鮮後期訴訟の研究』国学資料院, 2002年(ソウル), 62頁以下を, また同時代の財産相続における「文記」の種類については, 文叔子『朝鮮時代財産相続と家族』景仁文化社, 2004年(韓国), を参照のこと。
- 23 鄭光鉉『韓国家族法研究』(ソウル大学出版部, 1967年)によると, 慣習に関する照会に対しては各種回答, 通牒, 決議などをもって回答していたが, その際に慣習の存在の有無, 慣習の内容を明らかにすることを「宣明」と称し, またそのようにして慣習が慣習法規範として成立していく過程を「定立」過程と称した。さらに, それら慣習法の「宣明」手段, つまり各種回答, 通牒, 決議などの間には法的効力の優越関係が存在するとされた。以上, 李英美「韓国における民事慣習の成文法化過程に関する最近の研究動向」『東洋文化研究』第7号, 学習院大学東洋文化研究所, 2005年3月, 349-367頁。
- 24 『韓国不動産ニ関スル調査記録』(不動産法調査会, 1906年8月), 『韓国不動産ニ関スル慣例第一綴』(同, 1907年3月), 『韓国不動産ニ関スル慣例第二綴』(同, 同6月), 『韓国ニ於ケル土地ニ関スル権利一般』(同, 同), 『韓国土地所有権ノ沿革ヲ論ス』(同, 日付不明。1907年と推定), などである。詳しくは, 李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』法政大学出版局, 2005年, を参照のこと。

- 25 『慣習調査報告書』(法典調査局, 1910年)は, 1908年1月～1910年8月までに梅謙次郎の指揮下で, 全国的な実地調査と典籍調査を行った韓国・朝鮮の民商事関連慣習, 計206項目を整理して刊行したものである(日本法の編別順)。同書の刊行は, 日韓併合後の1910年に朝鮮総督府参事官室において行われ(初版), その後の1912年に同取調局で(訂正補充版), そして1913年に同中枢院において行われ(訂正補充版の再版), 計3回行われた。今日は, 「復刻版 韓国併合史研究資料」として, 同一の出版社(龍溪書舎)から二度, 二種類が出版されている。『慣習調査報告書・韓国最近事情一覽』(1995年)と『慣習調査報告』(2002年)である。前者は, 編著者名として統監府の法典調査局長であった倉富勇三郎となっていたが, これは間違いであった。そのためか, 後者においては編著者名が「朝鮮総督府」となっている(2002年9月復刻版第1刷発行の奥付より)。これらの復刻版はともに, 上記1913年の「訂正補充版の再版」であり, 同じ内容のものである。『慣習調査報告書』に関する詳細は, 前掲李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』の「補論」を参照のこと。
- 26 鄭肯植「植民地期相統慣習法の妥当性に関する再検討—大家族である長男の死亡と相統人の範囲」『ソウル大学法学』第50巻第1号, ソウル大学校法学研究所, 2009年3月, 297頁。
- 27 「依用」とは, 適用することを意味し, 日本法をそのまま韓国・朝鮮に適用することを表わす用語である。
- 28 通牒・回答などをもって慣習の存在を確認していたことについては, 以下を参照のこと。前掲鄭光鉉『韓国家族法の研究』, 23-24頁。李英美『韓国近代離婚慣習法の定立過程—協議上の離婚を中心に』『東洋文化研究』第8号, 学習院大学東洋文化研究所, 2006年, 123頁。前掲鄭肯植「植民地期相統慣習法の妥当性に関する再検討—大家族である長男の死亡と相統人の範囲」, 296頁。
- 29 存在するとして確認された慣習を法源として認めるために, つまり慣習法として認めることについて, 現在韓国では多くの研究で「宣明」という表記または表現を用いている(註23, 参照)。管見の限り, 慣習の「宣明」という表記または表現を最初に用いたのは, 前掲鄭光鉉『韓国家族法の研究』においてであった。
- 30 慣習を慣習法として「法認」する過程については, 李昇一『朝鮮總督府의 法制政策에 대한 研究—조선헌사령 제11조「慣習」의 成文文化를 중심으로(朝鮮總督府の法制政策に関する研究—朝鮮民事令第11条「慣習」の成文文化を中心に)』漢陽大学校大学院史学専攻博士学位論文, 2003年(韓国), を参照。
- 31 前掲鄭肯植「植民地期における相統慣習法の妥当性に関する再検討—大家族である長男の死亡と相統人の範囲」, 296-297頁。そうした慣習を慣習法として確認する朝

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業と調査報告書に関する研究

朝鮮総督府および裁判所が用いていた方法に対して問題提起を行い、ある紛争に適用すべき慣習が存在しない場合における、それらの方法と韓国・朝鮮の伝統的紛争解決方法との間の関係で考察を行った最近の研究がある。沈羲基「朝鮮時代支配層の裁判規範と慣習—欽欽新書と牧民心書を素材としての検証」『法曹』第61巻第2号、法曹協会、2012年(韓国)、がそれである。

- 32 中枢院書記官長牛島省三「序」『民事慣習回答彙集』朝鮮総督府中枢院、1-2頁、1933年。
- 33 前掲中枢院書記官長牛島省三「序」、1頁。
- 34 「附録 旧慣及制度調査委員会決議」『民事慣習回答彙集』朝鮮総督府中枢院、1933年。この旧慣及制度調査委員会決議は、①親族、②婚姻、③養子、④家、⑤親子、⑥親族会、⑦扶養、⑧相続に関する事項、からなる。1921年8月から1923年1月までの同委員会において決められたものである(全62頁)。
- 35 朝鮮総督府による韓国・朝鮮慣習の成文化構想とその頓挫の過程については、李昇一『朝鮮総督府の法制政策—日帝の植民地統治と朝鮮民事令(朝鮮総督府の法制政策—日帝の植民地統治と朝鮮民事令)』歴史批評社、2008年(韓国)、を参照のこと。
- 36 朝鮮総督府中枢院における「四部門別調査」の詳細については、李英美「朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察—米国カリフォルニア大学バークレー校(UCB)・the C.V. Starr East Asian Library 所蔵資料を中心に」『東洋文化研究所紀要』第165冊、東京大学東洋文化研究所、2014年3月、94頁以下。
- 37 朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査が1937年までに行われていたことについては、前掲李英美「朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察—米国カリフォルニア大学バークレー校(UCB)・the C.V. Starr East Asian Library 所蔵資料を中心に」を参照のこと。
- 38 註25を参照のこと。
- 39 張ヨンギョン・許ヨンラン「解題 日帝の植民地「調査事業」と朝鮮総督府中枢院調査資料」『中枢院調査資料』(ウェブ公開版)、国史編纂委員会、2001年、14頁(韓国)。(http://db.history.go.kr 2015年9月5日アクセス)
- 40 上記註37と重なる部分もあるが、韓国・朝鮮の慣習調査事業がなぜ1937年という年までに続けられ、またはなぜ同年に終了したのか。そのことの背景については、1939年の「朝鮮民事令」第3次改正(制令第19号、同10日公布、1940年11月10日施行)と関連していたことを明らかにした、前掲李英美「朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察 — 米国カリフォルニア

- 大学パークレー校 (UCB)・the C. V. Starr East Asian Library 所蔵資料」を中心に、99-100頁を参照のこと。同じく、韓国の学界で、日本による韓国・朝鮮の慣習調査は1937年までに行われたとする説は、尹大成「日帝の韓国慣習調査事業と民事慣習法」『昌原大論文集』第13巻1号、昌原大学校、1991年。同「日帝の韓国慣習法調査事業に関する研究」『財産法研究』第9巻1号、韓国財産法学会、1992年、などがある。
- 41 『朝鮮・高等法院判決録』は、1908年～1943年までの全31巻36冊(本体30巻34冊、要旨集1巻2冊)からなる。
- 42 中枢院研究については、鄭シグ「朝鮮総督府時代の政治的状況と中枢院の機能的変化に対する考察」『韓国行政史学誌』第15巻、韓国行政史学会、2004年。李スニヨル「日帝下の中枢院改革問題と総督政治」『東方学誌』第132巻、延世大学国学研究院、2005年。
- 43 伊藤亜人ほか監修『新訂増補 朝鮮を知る事典』平凡社、2000年、276頁。
- 44 「朝鮮総督府官報」第28号、明治43(1910)年9月30日付け。
- 45 「2. 中枢院官制改正に関する参考資料(1933)」『친일반민족행위관계사료집(親日反民族行為關係史料集)Ⅳ—조선귀족과 중추원(朝鮮貴族と中枢院)』大統領所属親日反民族行為真相究明委員会、2008年、530頁。
- 46 前掲李スニヨル「日帝下の中枢院改革問題と総督政治」、73頁。
- 47 当時の参政権運動および自治運動については、松田利彦「植民地朝鮮における参政権要求運動団体「国民協会」について」浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社、2004年、が詳しい。
- 48 「解題「朝鮮貴族」と中枢院把握の基本資料」前掲『친일반민족행위관계사료집(親日反民族行為關係史料集)Ⅳ—조선귀족과 중추원(朝鮮貴族と中枢院)』、28頁。
- 49 前掲「解題「朝鮮貴族」と中枢院把握の基本資料」、46頁。
- 50 前掲「解題「朝鮮貴族」と中枢院把握の基本資料」、47頁。
- 51 「その他の中枢院関係資料」前掲『친일반민족행위관계사료집(親日反民族行為關係史料集)Ⅳ—조선귀족과 중추원(朝鮮貴族と中枢院)』、530-532頁。
- 52 前掲『친일반민족행위관계사료집(親日反民族行為關係史料集)Ⅳ—조선귀족과 중추원(朝鮮貴族と中枢院)』。
- 53 張ヨンギョン「中枢院のその他の活動と資料」。これは、韓国・国史編纂委員会の韓国史データベース > 図書 > 中枢院資料解題「日帝の植民地「調査事業」と朝鮮総督府中枢院調査資料」に収められている。(http://db.history.go.kr)
- 54 Jude Y. Yang「하와이의 한국학 메카, 하와이주립대학교 한국학센터(ハワイにおける韓国学のメッカ—ハワイ州立大学の韓国学センター)」(2012年11月20) < 世

## 朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業と調査報告書に関する研究

界の中の韓国学図書館 < 출판지널 (出版ジャーナル), ウェーブ版 (<http://publishingjournal.co.kr> 2015年8月20日アクセス)。JudeY.Yangによると, UH ManoaのHamilton図書館にあるAsia Special Collection (アジア特別書庫)の中にある本資料群 (朝鮮総督府中枢院関連資料) を含む韓国関連の特別蔵書は, 1970年から同大学の歴史学教授であったチェ・ヨンホ (崔英浩。現在は, 同名誉教授) 氏が, 当時韓国を訪問する度に入手し, 寄贈したものであるとされる。

- 本研究はJSPSの科研費「21830116」の助成を受けたものである。

“Study on the regional customs survey project in  
Korean Peninsula conducted by Chusuin of the  
Governor-General of Korea and the survey reports  
– Focusing on introduction and analysis of source material owned by  
Korean Locked Press of Hamilton Library at the UH Manoa in the United  
States”

by LEE Youngmee

The target of analysis in this paper is a variety of reports which were produced and reported during the process of investigation on Korean customs as part of the survey project on regional customs which was carried out during the Japanese reign of Korean Peninsula. Although analysis of regional customs survey reports could be conducted from various points of view, this study aims to locate the owner of source material and then clarify its nature prior to the analysis of contents, as the locations of such material have not yet been identified. Korean Locked Press of Hamilton Library at the UH Manoa currently owns 429 sets of reports of the regional customs survey in Korean Peninsula carried out by the Government-General of Chusuin after the Japan–Korea Annexation. However, the only available information regarding this group of sources is the UH Manoa Library Catalog which contains general bibliographic information, and “The survey results on the notes from the Government-General of Chusuin owned by the UH Manoa” created in 2004. Both of them lack any explanation of its contents. This paper clarifies the purposes and contents of the survey, how it was carried out and by whom, which institution or organization the reports were produced, as well as the circumstances as to how they were added to the collection of this library. For this purpose, the basic information of source material which has been investigated and verified by the author will be introduced, and then examination will be carried out regarding the regional customs survey project in Korean



Peninsula conducted by the Government-General of Chusuin. In this process, problems of the classification method within “The survey results on the notes from the Government-General of Chusuin owned by the UH Manoa” will be pointed out, and the source material will be re-classified from a legal history point of view.

In addition, this paper is the final part of a trilogy that includes two papers published in the 166th (Dec. 2014) and 169th (Mar. 2016) issues, respectively, of the journal *The Memoirs of the Institute for Advanced Studies on Asia*. The present paper is intended to separately provide “notes” on the second paper. With such a background, this paper also provides a table of contents for the whole trilogy in order to facilitate the reader’s understanding.